

賠償に関する広報紙掲載記事

平成28年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A	
H28.4.15	今回は、自主除染費用に対する東京電力による損害賠償についてお話しします。	自主除染作業の費用は賠償されないのですか？	国や市が行う除染作業とは別に、自分で除染作業をした費用の一部は、東京電力に対する直接請求で賠償されます。東京電力が賠償の対象とする除染作業は、主に次の条件を満たしたものに限られます。まず、避難指示区域外(20km圏外)の自宅とその周辺で行った作業が対象です。さらに、作業の時期が平成24年9月30日までのものが対象です。ただし、作業の実施が同年10月1日以降でも、業者への注文が同年9月30日以前であれば賠償対象となる場合があります。原則、作業方法が環境省の「除染関係ガイドライン」に沿ったものである必要があります。具体的には、住宅では屋根や外壁の高圧水洗浄、庭では表土剥ぎ取りなどの作業のところで、屋根瓦の交換、壁の塗り替え、庭木の伐採などの作業は当てはまりません。賠償の対象になる費用は、除染のためにも物品の購入費用、業者への委託代金などです。これらの支払の分かる領収書の提出が求められます。
		屋敷林(イグネ)を伐採した費用は賠償されますか？	イグネの伐採は、除染関係ガイドラインに沿った作業法でないので、東京電力に直接請求をしても賠償されない可能性が高いです。一方で、原子力損害賠償紛争センター(ADR)の和解仲介手続では、イグネの伐採を除染作業であると認めて、伐採費用が賠償された事例があります。実際にイグネの放射線量が高く、イグネを伐採することが除染作業として合理的な方法であると認められた事例であると考えられます。伐採前後のイグネの放射線量が分かる資料があると、より除染作業としての合理性を示すことができるでしょう。この他に、屋根瓦のふき替えなどといった除染関係ガイドラインと異なる作業方法でも賠償された事例があります。また、平成24年10月1日以降に実施した除染作業の費用が賠償された事例もあります(平成26年中に実施した作業が賠償された事例など)。領収書のない、自分で作業した場合のその人自身の労務費が、賠償金額に考慮された事例もあります。自主除染費用の賠償請求では、和解仲介手続の利用が有効なケースが多いといえます。

賠償に関する広報紙掲載記事

平成28年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A	
H28.5.15	今回と次回は住居確保損害賠償についてお話しします。	住居確保損害賠償とは何ですか？	住居確保損害賠償とは、原発事故当時に避難指示区域内(20km圏内)に住んでいた方を対象とした賠償です。従前の自宅の再築費用や、別の場所に住むために宅地・住宅を購入した費用等が、原発事故前に住んでいた宅地・建物の賠償金で賄ない場合に、不足した金額分を追加で賠償するものです。原発事故以前に持家に住んでいた方も、借家に住んでいた方も賠償の対象になります。東京電力の請求書を利用した直接請求で賠償を受けることができます。
		住居確保損害賠償の具体的な内容は？	賠償の対象は、主に次の費用になります。いずれも実際に支出した金額が対象です。 新たに住むための土地の購入費用 新たに住む家の購入又は建築費用(従前の自宅の建替え、再築の場合を含む) 従前の自宅のリフォーム費用 従前の自宅の建替えのための解体費用 新たに住む家の家賃等 登記費用等の諸経費用 請求方法に関してですが、住居確保損害賠償は、宅地・建物の賠償を受けた後に請求する必要があります。請求時には、原発事故前に住んでいた場所に戻るのか(帰還)、新たな場所で生活するのか(移住)の選択が求められます。請求時にした選択は、後から変更することができません。この選択は主に賠償金の上限額の算定に関係します。なお、この請求時にした選択どおり生活することを強制されるものではありません。
		支払った費用の全額が賠償されるのですか？	住居確保損害賠償として追加で賠償金が支払われるのは、先にお話しした費用の合計金額が、原発事故前に住んでいた宅地・建物の賠償金を上回った場合です。支払った費用分全額が追加で賠償されるわけではありません。簡単に説明すると、宅地・建物の賠償金額が2000万円だった際、従前の自宅に建替え・再建費用が2500万円だったとすると、500万円が追加で支払われるという仕組みになっています。追加で賠償される金額には上限があります。上限額については、次回に詳しくお話しします。

賠償に関する広報紙掲載記事

平成28年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A	
H28.6.15	住居確保損害賠償について前回の続きをお話しします。	賠償の上限額を教えてください。	住居確保損害賠償として追加される金額の上限額は、人ごとに違います。具体的な金額は東京電力の請求書等に記載されています。請求書等には、「賠償上限金額」と「賠償可能金額」という言葉が使われます。図 ① のとおり、「賠償可能金額」は追加で賠償される金額の上限になります。
		賠償可能金額はどう算定されるのですか？	賠償可能金額の算定方法はおおむね図 ② のとおりです。前回お話ししたとおり請求時の"帰還"か"移住"かの選択によって算定が変わります。 移住の場合 建物分と宅地分を合わせた金額(図 ② のA+Bの金額) 帰還の場合 建物だけの金額(図 ② のAの金額) ただし、「帰還」を選択した場合には、賠償金額とは別枠で、従前の自宅の建替えのための解体費用の実費相当額が賠償されます。
		住居確保損害賠償の留居点は？	住居確保損害賠償は、自宅の修繕や新しい住居の取得等で支払った費用分を賠償するものですが、実際にお金を支払う前に概算払いによる賠償を受けることもできます。また、原発事故前は同じ家に親子2世帯で住んでいた家族で、避難生活の状況等から、親世帯は従前の自宅をリフォームして住み、子世帯は、避難先で新たな住宅を取得する場合でも、家族で一つの賠償可能金額をリフォーム費用と新居の取得費用に分けて使うことができます。
		<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">図②</div> <p>A.建物分の賠償可能金額の算定式</p> $\left(\text{従前の自宅等の想定新築価格} - \text{従前の自宅等の時価相当額} \right) \times 75\% + \text{解体費}$ <p>B.宅地分の賠償可能金額の算定式</p> $\left(\text{従前の宅地面積} \times 4\text{万}1,000\text{円/m}^2 - \text{従前の宅地面積} \times \text{従前の宅地1㎡あたりの地価} \right) \times 75\% + \text{解体費}$ <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 賠償可能金額 (の宅地・建物 支払済金額) </div> <div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 追加で賠償される金額 </div> <div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 賠償上限金額 </div> </div>	

賠償に関する広報紙掲載記事

平成28年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A															
H28.7.15	<p>精神的損害賠償は、増額されますか？</p> <p>今回は、精神的損害賠償についてお話しします。</p>	<p>精神的損害賠償は、増額されますか？</p>	<p>東京電力が触接請求で賠償している避難生活等による精神的損害賠償(一人月額10万円の慰謝料)は、避難生活等を困難にする事情があると増額されることがあります。東京電力は直接請求で、要介護認定、身体又は精神の障害の認定、知的障害の認定を受けていた方等に対して増額をしています。</p> <p>一方で、和解仲介手続ではそれら以外の事情でも、増額が認められることがあります。原子力損害賠償紛争センター(ADR)は、和解仲介に関するガイドラインである「総括基準」で増額理由となる避難生活を困難にする事情を示しています(平成24年2月14日付け)。これは下の表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1473 528 1928 866"> <thead> <tr> <th colspan="2">総括基準における慰謝料増額理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護状態</td> <td rowspan="3">左の状態にある人の介護を恒常に行った</td> </tr> <tr> <td>身体又は精神の障害</td> </tr> <tr> <td>重度又は中度程度の持病</td> </tr> <tr> <td colspan="2">懐妊していた</td> </tr> <tr> <td colspan="2">乳幼児の世話を恒常に行った</td> </tr> <tr> <td colspan="2">家族離別、二重生活があった</td> </tr> <tr> <td colspan="2">避難所の移動回数が多かった</td> </tr> </tbody> </table> <p>表中の事由以外でも、これらと同程度に避難生活が困難になる事情があれば、増額される可能性があります。実際に増額されるか、どの程度増額されるかは、その方の個別の事情によります。</p>	総括基準における慰謝料増額理由		要介護状態	左の状態にある人の介護を恒常に行った	身体又は精神の障害	重度又は中度程度の持病	懐妊していた		乳幼児の世話を恒常に行った		家族離別、二重生活があった		避難所の移動回数が多かった	
	総括基準における慰謝料増額理由																
要介護状態	左の状態にある人の介護を恒常に行った																
身体又は精神の障害																	
重度又は中度程度の持病																	
懐妊していた																	
乳幼児の世話を恒常に行った																	
家族離別、二重生活があった																	
避難所の移動回数が多かった																	
<p>対象帰還以降の賠償はされますか？</p>	<p>対象帰還以降の賠償はされますか？</p>	<p>原発事故に旧緊急時避難準備区域(20km～30km圏内)にお住まいだった方には、平成24年8月31日まで、東京電力は直接請求で精神的損害賠償をしています。</p> <p>一方、和解仲介手続では、実際に避難を継続していた方について、平成24年9月1日以降の精神的損害賠償が認められた事例があります。ここでは「避難継続の合意性」がポイントになります。これが認められる事例の具体例は次のとおりです。</p> <p>障がいや病気のために避難先の病院や福祉施設に入通院・入通所を継続する必要 就学、就職で避難先の学校・職場に通学・通勤を継続する必要</p>															

賠償に関する広報紙掲載記事

平成28年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A	
H28.8.15	<p>今回は、仕事に関する原子力損害賠償についてお話しします。</p>	<p>事業の減収に見合う賠償を受けるには？</p>	<p>商工業者に対する営業損害賠償でハードルになるのは、東京電力による「相当因果関係」の判断です。休業の継続や売上げの減少と、原発時故との相当因果関係が拒否されると、以降の事業の逸失利益の賠償はされません。相当因果関係の判断は、東京電力の判断が必ず正しいとは限りません。原子力損害賠償紛争センター(ADR)の和解仲介手続では、東京電力とは異なる判断がされる可能性があり、東京電力が賠償を拒否した時点以降についても和解仲介手続を利用することで賠償される可能性があります。逸失利益の算定方法も、東京電力が直接請求で用いる方法に正しい唯一の方法というわけではありません。和解仲介手続では、決算書類以外の資料によって逸失利益の認定がされたり、東京電力の方法とは異なる方法で逸失利益が算定されたりした事例があります。また、開業準備中の事業についても逸失利益が認められ、賠償された事例があります。</p>
		<p>就労不能損害の賠償が打ち切られました</p>	<p>直接請求における就労不能損害の賠償では、次の図の ~ の期間後は個別事情に応じた取扱いになり、東京電力の賠償に関する判断が厳格になります。東京電力への直接請求で賠償を拒否された時点以降の賠償を得るには和解仲介手続を利用する必要があります。和解仲介手続では、これらの期限以降の就労不能損害賠償を認めた事例があります。就業できない事情を具体的に検討して賠償の継続を判断しているとみられます。</p>

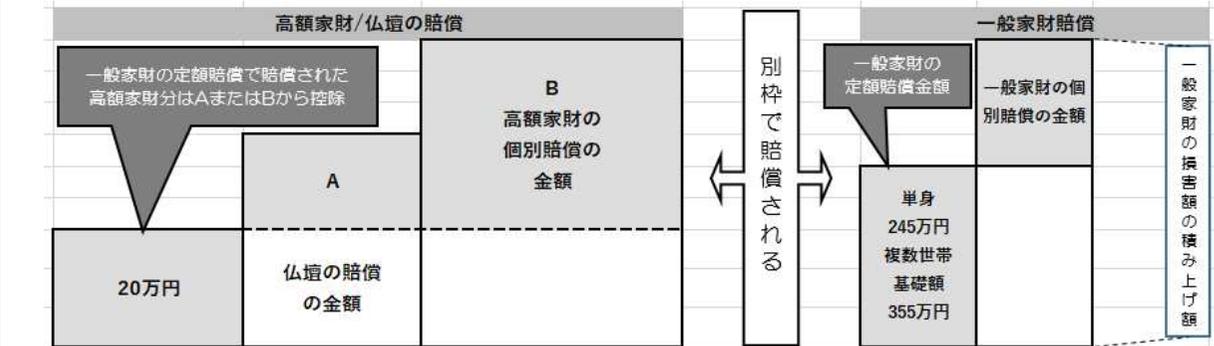
賠償に関する広報紙掲載記事

平成28年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A	
H28.9.15	今回は体調を崩したことなどに関する原子力損害賠償についてお話しします。	<p>生命・身体損害賠償とは何ですか？</p>	<p>「生命・身体損害賠償」とは、原発事故に伴う避難生活等によって、けがをしたり、新たな病気にかかったり、持病が悪化したりしたことに対する賠償です。けがや病気と避難生活等との関連性が認められる限り、原発事故当時、市内に住んでいた方全員が対象になります。生命・身体損害賠償は、東京電力の請求書を用いた直接請求でも賠償されます。賠償の対象になる主な項目は、入通院の際に医療機関に支払った医療費、入通院のための交通費、入通院慰謝料(月額一人10万円の避難生活等による慰謝料とは別)です。傷害や病気が悪化し、後遺症が残った場合や、死亡した場合についても、東京電力は個別に賠償をしているようです。</p>
		<p>生命・身体損害賠償が拒否されましたが...</p>	<p>東京電力は、賠償を認める要件となる病気やけがと避難生活等との関連性について、基本的に指定診断書の内容で判断します。そのため、指定診断書に病気やけがは避難生活と関連しないと書かれていたりすると、賠償されせん。一方、和解仲介手続では、指定診断書以外の診断書、その他の資料も関連性判断の資料に出来ます。直接請求では、原発事故との因果関係が否定された病気でも、因果関係を認めて賠償された和解事例があります。また、原発事故によって勤務先の業務が過酷になったことや、病院が閉鎖されて治療が中断したことなど、避難生活が直接の原因でない病気でも賠償がされたとみられる和解事例もあります。けがや病気の悪化による死亡に関する賠償についても、死因に避難生活以外の事情が関連していて、100%避難生活が死亡の原因とはいえない場合にも、賠償を否定するのではなく、避難生活が死亡に寄与した割合による賠償が認められた和解事例があります。</p>

賠償に関する広報紙掲載記事

平成28年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A
<p>H28.10.15</p> <p>今回は、家財に対する原子力損害賠償についてお話しします。</p>	<p>家財賠償の内容を教えてください</p>	<p>東京電力の直接請求で家財賠償がされるのは、帰還困難区域、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域に居住されていた方と、これらの区域内に居住せずに建物だけを所有・賃貸していた方です。賠償の分類と関係は次の図のとおりです(非居住者の方の賠償内容は図と異なります)。一般家財とは次にお話しする高額家財と仏壇を除く一切の家財のことです。網掛け部分が支払われる賠償金を示しています。図のとおり一般家財の定額賠償の支払いを受けても、高額家財の個別賠償請求はできません。また、定額で高額家財分の20万円や、仏壇賠償の支払いを受けても高額家財の個別賠償」の請求はできます。</p> 
	<p>高額家財の個別賠償とは？</p>	<p>東京電力は購入価格が30万円以上の家具・家電等を「高額家財」としています(アクセサリーや貴金属な除く)。高額家財は、一つ一つの価値相当額が賠償されます。ポイントは次のとおりです。 その家具の購入価格が分かる領収書は必要ありません。記憶している価格を請求書に書けば請求できます。 個々の家財の全体像の写った写真に加え、家電ならメーカー名や製造年、製番、家具や着物なら特徴的な装飾の部分の写った「家財の特徴の分かる写真」が必要です。 高額家財の個別」賠償の請求は原則一度しかできないので、請求漏れの家財がないように注意が必要です。</p>

賠償に関する広報紙掲載記事

平成28年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A																							
H28.11.15	今回は、立木に関する原子力損害賠償についてお話しします。	立木の賠償の対象は何ですか？	東京電力が立木の賠償の対象とするのは、「山林の土地の上の立木」です。伐採済みの木、庭木等の住宅周りの木は対象になりません。山林の土地の上の立木であることは、その土地の課税地目が「山林」等であることによって確認されます。表のB、Cの地域については、課税地目が「山林」等以外の土地でも、森林簿等によって立木の存在が確認できれば、立木の賠償の対象になります。																						
		賠償の内容はどうなっていますか？	立木の賠償の概要は表のとおりです。Cの地域は主に市内の山側の地域です。詳細はお問い合わせください。賠償金額は立木一本一本の時価相当額ではなく、立木のある土地の面積に一定の賠償単価をかけて算定されます。例えば、Bの地域で立木のある土地の面積が1,000㎡であるとする、賠償金額は10円×1,000㎡=1万円になります。Bの地域で賠償の対象とされる「シイタケ原木として出荷予定の立木」について、東京電力はその確認を原則として固定資産課税証明書の記載のみで行います。このため、立木のある土地の課税地目が「山林」等であれば、賠償の対象となります。																						
		共有林や先祖名義の山林はどうすればよいでしょうか？	共有林の立木については、土地の持分割合に応じて、共有者一人ひとりが請求できます。共有者の持分の表示のある固定資産課税証明書等が、持分を示す資料になります。遺産分割がされず、相続登記がされていない山林については、原則として遺産分割協議書か、相続人全員の同意書の作成が必要です。しかし、それらの書類の作成できない場合でも、賠償請求する方法はありますのでご相談ください。																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">A</th> <th>B</th> <th>c</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立木がある地域</td> <td colspan="2">帰還困難区域、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域(20km圏内)</td> <td>市内のA以外の地域</td> <td>Bの地域内個別の取扱いをする地域</td> </tr> <tr> <td>賠償の対象</td> <td>人口林</td> <td>天然林</td> <td>シイタケ原木として出荷予定の立木</td> <td>Aと同じ</td> </tr> <tr> <td>賠償単価</td> <td>100円/㎡</td> <td>30円/㎡</td> <td>10円/㎡(*)</td> <td>Aと同じ</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 集荷実績により最高30円/㎡まで単価が上がることもあります。</p>					A		B	c	立木がある地域	帰還困難区域、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域(20km圏内)		市内のA以外の地域	Bの地域内個別の取扱いをする地域	賠償の対象	人口林	天然林	シイタケ原木として出荷予定の立木	Aと同じ	賠償単価	100円/㎡	30円/㎡	10円/㎡(*)	Aと同じ
	A		B	c																					
立木がある地域	帰還困難区域、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域(20km圏内)		市内のA以外の地域	Bの地域内個別の取扱いをする地域																					
賠償の対象	人口林	天然林	シイタケ原木として出荷予定の立木	Aと同じ																					
賠償単価	100円/㎡	30円/㎡	10円/㎡(*)	Aと同じ																					

賠償に関する広報紙掲載記事

平成28年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A															
H28.12.15	<p>今回は原子力損害賠償紛争センター(ADR)の和解事例についてお話しします。</p>	<p>ADRではどんな賠償が認められますか？</p>	<p>ADRの和解仲介手続で、実際にどのような賠償が認められたかは、ADRの和解事例である程度知ることができます。ADRは、これまでに和解が成立した1万5,000件以上の事案の一部を和解事例として公表しています。</p>														
		<p>和解事例からどんなことが分かりますか？</p>	<p>事例の内容が「事案の概要(例)」のように照会されています。申立てをした人の原発事故時に住んでいた区域や、賠償が認められた背景となる事情等がわかります。また、その事案の和解契約書の抜粋も公開されています。これを見ると、どんな項目に対していくら賠償がされたかが分かります。実際に賠償が認められるかどうかは個々の事案によりますが、和解事例と類似した損害と事情であれば、和解仲介手続で賠償が認められる見込みがあるといえます。</p>														
		<p>和解事例はどうやって見ることが出来ますか？</p>	<p>和解事例を見る手段は下記のとおりです。ホームページを見るのが難しい方で「和解事例の抜粋」に掲載されている以外の事例を知りたい方は、問い合わせください。</p>														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>和解事例の公表元</th> <th>内容</th> <th>アクセス/入手方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力損害賠償紛争センターのホームページ</td> <td>約1,200件の和解事例とその和解契約書の抜粋を公開</td> <td>「原子力損害賠償紛争センター」で検索⇒ADRのページへ⇒「和解事例の公開について」をクリック</td> </tr> <tr> <td>原子力損害対策課のホームページ</td> <td>和解事例を区域や賠償項目ごとに検索できるファイルを公開</td> <td>市トップページ⇒「震災関連情報」⇒「賠償に関すること」⇒「原子力損害賠償紛争(ADR)センターの和解事例について」</td> </tr> <tr> <td>「和解事例の抜粋」パンフレット</td> <td>ADRが和解事例の一部を抜粋して冊子にまとめたもの</td> <td>・原子力損害対策課、生涯学習センター、図書館で配布、市のホームページで公開 ・ADRへ連絡 0120(377)155</td> </tr> </tbody> </table>	和解事例の公表元	内容	アクセス/入手方法	原子力損害賠償紛争センターのホームページ	約1,200件の和解事例とその和解契約書の抜粋を公開	「原子力損害賠償紛争センター」で検索⇒ADRのページへ⇒「和解事例の公開について」をクリック	原子力損害対策課のホームページ	和解事例を区域や賠償項目ごとに検索できるファイルを公開	市トップページ⇒「震災関連情報」⇒「賠償に関すること」⇒「原子力損害賠償紛争(ADR)センターの和解事例について」	「和解事例の抜粋」パンフレット	ADRが和解事例の一部を抜粋して冊子にまとめたもの	・原子力損害対策課、生涯学習センター、図書館で配布、市のホームページで公開 ・ADRへ連絡 0120(377)155	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事案の概要(例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>【和解事例】</p> <p>旧緊急時避難準備区域(原町区)に居住していた申立人らのうち、いわき市に避難した申立人(夫婦及びその子ら)について、夫の勤務先が本件事故も原因として移転し、事故時の住所地から通勤が困難になったこと及び発達障害も有する子がいることなども考慮し、平成27年7月分までの精神的損害の賠償が認められた事例。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事案の概要(例)	<p>【和解事例】</p> <p>旧緊急時避難準備区域(原町区)に居住していた申立人らのうち、いわき市に避難した申立人(夫婦及びその子ら)について、夫の勤務先が本件事故も原因として移転し、事故時の住所地から通勤が困難になったこと及び発達障害も有する子がいることなども考慮し、平成27年7月分までの精神的損害の賠償が認められた事例。</p>
和解事例の公表元	内容	アクセス/入手方法															
原子力損害賠償紛争センターのホームページ	約1,200件の和解事例とその和解契約書の抜粋を公開	「原子力損害賠償紛争センター」で検索⇒ADRのページへ⇒「和解事例の公開について」をクリック															
原子力損害対策課のホームページ	和解事例を区域や賠償項目ごとに検索できるファイルを公開	市トップページ⇒「震災関連情報」⇒「賠償に関すること」⇒「原子力損害賠償紛争(ADR)センターの和解事例について」															
「和解事例の抜粋」パンフレット	ADRが和解事例の一部を抜粋して冊子にまとめたもの	・原子力損害対策課、生涯学習センター、図書館で配布、市のホームページで公開 ・ADRへ連絡 0120(377)155															
事案の概要(例)																	
<p>【和解事例】</p> <p>旧緊急時避難準備区域(原町区)に居住していた申立人らのうち、いわき市に避難した申立人(夫婦及びその子ら)について、夫の勤務先が本件事故も原因として移転し、事故時の住所地から通勤が困難になったこと及び発達障害も有する子がいることなども考慮し、平成27年7月分までの精神的損害の賠償が認められた事例。</p>																	

賠償に関する広報紙掲載記事

平成28年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A																																		
H29.1.15	今回は、原子力損害賠償の請求の期限についてお話しします。	賠償請求に期限はありますか？	東京電力に対する直接請求にの受付に期間制限はありません。いつでも請求書を提出して賠償請求をすることができます。ただし、原子力損害賠償の請求権も時効によって消滅します。																																	
		消滅時効とは何ですか？	人にお金の支払いや作業を求めることのできる権利を「債権」といいます。東京電力に対する原子力損害賠償の請求権も「債権」です。債権は何もせず放置していると時間の経過によって、消滅します。この仕組みを債権の「消滅時効」といいます。																																	
		時効請求権はいつ時効で消滅しますか？	原子力損害賠償の請求権の消滅時効の期間は、「原賠時効特例法(略称)」によって表1のように定められます。表1の期間と消滅の時点について、具体的に説明すると表2のようになります。表2のとおり、時効によって消滅する時点は一律に決まっていません。ただし原発事故のあった平成23年3月11日以前に発生した損害はないので、最短でも平成33年3月11日までは、どの項目の賠償請求権も時効によって消滅しないと考えていいでしょう。																																	
		表1 原賠時効特例法による消滅時効の期間	表2 平成23年3月11日に発生した損害の消滅時効																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="817 673 1032 735">期間を数え始める時点 (起算点)</th> <th data-bbox="1032 673 1232 735">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="817 735 1032 810">①損害の発生と損害を与えた加害者を知った時</td> <td data-bbox="1032 735 1232 810">10年間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="817 810 1032 885">②損害の発生した時</td> <td data-bbox="1032 810 1232 885">20年間</td> </tr> </tbody> </table>	期間を数え始める時点 (起算点)	期間	①損害の発生と損害を与えた加害者を知った時	10年間	②損害の発生した時	20年間	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1249 673 1532 727"></th> <th data-bbox="1532 673 1646 727">平成23年 3月11日</th> <th data-bbox="1646 673 1760 727">平成29年 1月15日</th> <th data-bbox="1760 673 1874 727">平成33年 3月11日</th> <th data-bbox="1874 673 1989 727">平成39年 1月15日</th> <th data-bbox="1989 673 2103 727">平成43年 3月11日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1249 727 1532 782">損害の発生と同時にそれを知った場合→表1①</td> <td data-bbox="1532 727 1646 782">起算点</td> <td data-bbox="1646 727 1760 782">→</td> <td data-bbox="1760 727 1874 782">消滅</td> <td data-bbox="1874 727 1989 782"></td> <td data-bbox="1989 727 2103 782"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 782 1532 836">損害の発生を平成29年1月15日に知った場合→表1①</td> <td data-bbox="1532 782 1646 836"></td> <td data-bbox="1646 782 1760 836">起算点</td> <td data-bbox="1760 782 1874 836">→</td> <td data-bbox="1874 782 1989 836">消滅</td> <td data-bbox="1989 782 2103 836"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 836 1532 906">損害の発生を知っていても、ずっと知らなくても→表1②</td> <td data-bbox="1532 836 1646 906">起算点</td> <td data-bbox="1646 836 1760 906">→</td> <td data-bbox="1760 836 1874 906">→</td> <td data-bbox="1874 836 1989 906">→</td> <td data-bbox="1989 836 2103 906">消滅</td> </tr> </tbody> </table>					平成23年 3月11日	平成29年 1月15日	平成33年 3月11日	平成39年 1月15日	平成43年 3月11日	損害の発生と同時にそれを知った場合→表1①	起算点	→	消滅			損害の発生を平成29年1月15日に知った場合→表1①		起算点	→	消滅		損害の発生を知っていても、ずっと知らなくても→表1②	起算点	→	→	→	消滅
期間を数え始める時点 (起算点)	期間																																			
①損害の発生と損害を与えた加害者を知った時	10年間																																			
②損害の発生した時	20年間																																			
	平成23年 3月11日	平成29年 1月15日	平成33年 3月11日	平成39年 1月15日	平成43年 3月11日																															
損害の発生と同時にそれを知った場合→表1①	起算点	→	消滅																																	
損害の発生を平成29年1月15日に知った場合→表1①		起算点	→	消滅																																
損害の発生を知っていても、ずっと知らなくても→表1②	起算点	→	→	→	消滅																															

賠償に関する広報紙掲載記事

平成28年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A																								
H29.2.15	今回は、仮設4住宅・借上げ住宅や家賃の原子力損害賠償についてお話しします。	借上げ住宅の利用期限はいつまでですか？	県による仮設住宅、借上げ住宅(みなし仮設住宅)の供与期限は表 のA欄のとおりです。供与期限以降に、今住んでいる借上げ住宅に住み続けるには、その貸主と改めて賃貸契約をして、敷金・礼金等や家賃を自分で負担する必要があります。																							
		供与期限以降の支援はありますか？	表 のアに該当する人に対して、県は表 の支援策を行っています。表 のイに該当する人に対する供与期限以降の住居等の支援策は、決まっています。支援策が行われない可能性もあります。																							
		避難先の家賃の賠償は？	借上げ住宅ではなく、避難先の住宅の家賃を負担した場合には、家賃の賠償があります。災害・復興公営住宅の家賃も対象になります。ただし、直接請求における家賃の賠償にも表 のB欄のとおり期限があります。期限以降の家賃の賠償請求には、原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)の和解仲介手続を利用する方法があります。ただし、必ず賠償されるとは限りません。																							
		表②：県による住宅等の支援策の概要		表①：借上げ住宅、家賃賠償の期限																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>支援策</th> <th>対象者、要件、対象期間、申請期限等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間賃貸住宅の家賃補助</td> <td>対象者：仮設住宅や借上げ住宅に避難している世帯(県内避難の場合は妊娠、18歳以下の子供、障がい等のある人がいる世帯に限る)+収入が基準額以下 補助対象期間:平成29年1月分～平成31年3月分</td> </tr> <tr> <td>公営住宅等の提供</td> <td>県営住宅等への優先入居、家賃は自己負担</td> </tr> <tr> <td>引越費用等の支援</td> <td>対象者：平成29年3月末までに県内に転居した者(県内避難者は避難元市町村への転居)/県外から10万円(単身5万円)/県内から5万円(単身3万円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お問合せ：県「被災者のくらし再建相談ダイヤル」 0120 (303) 059</td> </tr> </tbody> </table>		支援策	対象者、要件、対象期間、申請期限等	民間賃貸住宅の家賃補助	対象者：仮設住宅や借上げ住宅に避難している世帯(県内避難の場合は妊娠、18歳以下の子供、障がい等のある人がいる世帯に限る)+収入が基準額以下 補助対象期間:平成29年1月分～平成31年3月分	公営住宅等の提供	県営住宅等への優先入居、家賃は自己負担	引越費用等の支援	対象者：平成29年3月末までに県内に転居した者(県内避難者は避難元市町村への転居)/県外から10万円(単身5万円)/県内から5万円(単身3万円)	お問合せ：県「被災者のくらし再建相談ダイヤル」 0120 (303) 059		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">原発事故当時の住所</th> <th>A：仮設住宅・借上げ住宅の供与期限</th> <th>B：直接請求における家賃賠償の期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>原発から20km圏外の地域</td> <td>平成29年3月31日</td> <td>旧緊急時避難準備区域 平成24年8月31日 30キロ圏外の区域 平成23年9月30日</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域(20km圏内の地域)</td> <td>平成30年3月31日</td> <td>平成30年3月31日</td> </tr> </tbody> </table>		原発事故当時の住所		A：仮設住宅・借上げ住宅の供与期限	B：直接請求における家賃賠償の期限	ア	原発から20km圏外の地域	平成29年3月31日	旧緊急時避難準備区域 平成24年8月31日 30キロ圏外の区域 平成23年9月30日	イ	旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域(20km圏内の地域)	平成30年3月31日	平成30年3月31日	
支援策	対象者、要件、対象期間、申請期限等																									
民間賃貸住宅の家賃補助	対象者：仮設住宅や借上げ住宅に避難している世帯(県内避難の場合は妊娠、18歳以下の子供、障がい等のある人がいる世帯に限る)+収入が基準額以下 補助対象期間:平成29年1月分～平成31年3月分																									
公営住宅等の提供	県営住宅等への優先入居、家賃は自己負担																									
引越費用等の支援	対象者：平成29年3月末までに県内に転居した者(県内避難者は避難元市町村への転居)/県外から10万円(単身5万円)/県内から5万円(単身3万円)																									
お問合せ：県「被災者のくらし再建相談ダイヤル」 0120 (303) 059																										
原発事故当時の住所		A：仮設住宅・借上げ住宅の供与期限	B：直接請求における家賃賠償の期限																							
ア	原発から20km圏外の地域	平成29年3月31日	旧緊急時避難準備区域 平成24年8月31日 30キロ圏外の区域 平成23年9月30日																							
イ	旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域(20km圏内の地域)	平成30年3月31日	平成30年3月31日																							

賠償に関する広報紙掲載記事

平成28年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A																							
H29.3.15	今回は、原子力損害賠償の請求の相談窓口についてお話しします。	賠償請求の相談はどこでできますか？	原子力損害賠償について様々な相談窓口があります。主な相談窓口は、一覧表のとおりです。相談の受付方法等は各窓口の問合せ先か原子力損害対策課に問い合せください。効果的な相談のためには、目的ごとに相談先を使い分けましょう。																						
		どこに何を相談したらいいですか？	東京電力の請求書の書き方や、請求に必要な資料を知りたいときは、表中、の東京電力の相談先が適切です。ここでは賠償金の受取状況も確認できます。しかし、直接請求で賠償されない項目や、その請求方法は相談できません。これらは表中、を利用して弁護士に相談した方がいいでしょう。和解仲介手続きの仕組みや申立て方法を知りたいときは、表中、のADRの相談先を利用しましょう。しかし、ここまで、東京電力の直接請求の賠償内容や請求書の書き方は相談できないので注意してください。和解仲介手続きでの賠償の見込み、賠償請求の方法の選び方は、弁護士に相談した方がいいでしょう。どこに相談すればいいかわからない場合は、原子力損害対策課に相談してください。																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="840 630 1279 662">相談先</th> <th data-bbox="1279 630 1585 662">相談方式</th> <th data-bbox="1585 630 2069 662">相談対応者/主な開催場所/日時/問合せ先等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="840 662 1279 766">① 東京電力の原子力損害賠償相談窓口</td> <td data-bbox="1279 662 1585 766">対面</td> <td data-bbox="1585 662 2069 766">東電職員/南相馬ジャスマール内又は鹿島農業環境改善センター(万葉ふれあいセンター)内の窓口/平日と土曜日の10時～16時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="840 766 1279 837">② 東京電力コールセンター</td> <td data-bbox="1279 766 1585 837">電話</td> <td data-bbox="1585 766 2069 837">東電職員/平日9時～19時,土・日曜日,祝日9時～17時/0120(926)404(全般) 0120(926)596(財物賠</td> </tr> <tr> <td data-bbox="840 837 1279 933">③ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構の相談会</td> <td data-bbox="1279 837 1585 933">対面</td> <td data-bbox="1585 837 2069 933">弁護士等/市内外各所/機構指定の相談日(土・日曜日の開催あり) 0120(330)540</td> </tr> <tr> <td data-bbox="840 933 1279 1037">④ 福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター</td> <td data-bbox="1279 933 1585 1037">対面</td> <td data-bbox="1585 933 2069 1037">弁護士/原町区橋本町の相談所等・随時予約制/☎024(533)7770</td> </tr> <tr> <td data-bbox="840 1037 1279 1109">⑤ 原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)相双支店</td> <td data-bbox="1279 1037 1585 1109">対面</td> <td data-bbox="1585 1037 2069 1109">ADR職員/市役所北庁舎2階/平日9時～17時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="840 1109 1279 1181">⑥ 原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)のコールセンター</td> <td data-bbox="1279 1109 1585 1181">電話</td> <td data-bbox="1585 1109 2069 1181">ADR職員/平日9時～17時/0120(377)155</td> </tr> </tbody> </table>			相談先	相談方式	相談対応者/主な開催場所/日時/問合せ先等	① 東京電力の原子力損害賠償相談窓口	対面	東電職員/南相馬ジャスマール内又は鹿島農業環境改善センター(万葉ふれあいセンター)内の窓口/平日と土曜日の10時～16時	② 東京電力コールセンター	電話	東電職員/平日9時～19時,土・日曜日,祝日9時～17時/0120(926)404(全般) 0120(926)596(財物賠	③ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構の相談会	対面	弁護士等/市内外各所/機構指定の相談日(土・日曜日の開催あり) 0120(330)540	④ 福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター	対面	弁護士/原町区橋本町の相談所等・随時予約制/☎024(533)7770	⑤ 原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)相双支店	対面	ADR職員/市役所北庁舎2階/平日9時～17時	⑥ 原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)のコールセンター	電話	ADR職員/平日9時～17時/0120(377)155
相談先	相談方式	相談対応者/主な開催場所/日時/問合せ先等																							
① 東京電力の原子力損害賠償相談窓口	対面	東電職員/南相馬ジャスマール内又は鹿島農業環境改善センター(万葉ふれあいセンター)内の窓口/平日と土曜日の10時～16時																							
② 東京電力コールセンター	電話	東電職員/平日9時～19時,土・日曜日,祝日9時～17時/0120(926)404(全般) 0120(926)596(財物賠																							
③ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構の相談会	対面	弁護士等/市内外各所/機構指定の相談日(土・日曜日の開催あり) 0120(330)540																							
④ 福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター	対面	弁護士/原町区橋本町の相談所等・随時予約制/☎024(533)7770																							
⑤ 原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)相双支店	対面	ADR職員/市役所北庁舎2階/平日9時～17時																							
⑥ 原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)のコールセンター	電話	ADR職員/平日9時～17時/0120(377)155																							